

屋外広告業登録説明資料

平成29年（2017年）4月版

広島市

目 次

1 「屋外広告業の定義」について	1
2 屋外広告業登録制度について	2
(1) 登録の申請手続	2
(2) 登録の拒否	2
(3) 変更の届出	3
(4) 廃業等の届出	3
(5) 業務主任者	4
(6) 屋外広告業者の遵守事項	4
(7) 登録の取消し等	5
(8) 報告及び検査	5
(9) 罰則	5
3 屋外広告業の登録の申請（新規又は更新）に必要な書類一覧	6
4 屋外広告業の登録事項に変更があった場合の提出書類一覧	7

1 屋外広告業の定義について

屋外広告業の定義については、屋外広告物法第2条第2項に規定されており、「屋外広告の知識」(第3次改定版)において次のように解説されています。

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいう。すなわち、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいうのである。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わないが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は該当しない。

これと同様の趣旨から、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わないものも、屋外広告業には該当しない。

屋外広告物法第2条第2項

「この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。」

2 屋外広告業登録制度について

本市の区域内において屋外広告業を営もうとする場合は、屋外広告業の登録が必要です。
登録の有効期間は 5 年であり、有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の登録が必要です。(条例第 23 条第 1 項、第 2 項、第 3 項)

なお、本市では、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日からこの制度を開始しています。

(1) 登録の申請手続

新規及び更新の登録を受けようとする場合は、登録申請書に必要な書類を添えて提出してください。(条例第 23 条の 2 第 1 項)

なお、更新の登録については、登録の有効期間の満了の前日 30 日までに申請が必要です。
(規則第 8 条)

① 提出書類(条例第 23 条の 2、規則第 9 条)

「屋外広告業の登録の申請(新規・更新)に必要な書類一覧(P6)」を参照してください。
申請書等の様式は、広島市のホームページからダウンロードできます。

(まちづくり>都市計画・景観>都市デザイン>屋外広告物>屋外広告業>屋外広告業の登録手続について)

② 登録申請手数料(条例第 26 条の 5 第 1 項第 2 号)

新規及び更新いずれも 1 万円です。

③ 申請書類の提出先(郵送可)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係

TEL (082)504-2277 / FAX (082)504-2512

(2) 登録の拒否

登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載がある場合や重要な事実の記載がないときは、登録を受けることができません。

(条例第 23 条の 4)

① 登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

② 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

③ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

④ 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

⑤ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

⑥ 法人でその役員のうちに①から④までのいずれかに該当する者があるもの

⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(3) 変更の届出

以下の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、届出が必要です。

(条例第 23 条の 5 第 1 項)

提出書類は、「屋外広告業登録の変更届に係る提出書類 (P7)」を参照してください。

- ① 氏名又は名称及び住所
(行政区画の変更等に伴い住所が変更した場合も届出が必要です。)
- ② 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- ③ 法人の場合、役員の名 (監査役、監事等は役員に含みません。)
- ④ 未成年者の場合、その法定代理人の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

(4) 廃業等の届出

屋外広告業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に届出が必要ですので、「屋外広告業廃業等届出書」を提出してください。

(条例第 23 条の 7 第 1 項)

(①については、その事実を知った日から 30 日以内に届出が必要です。)

屋外広告業者が次のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失います。(条例第 23 条の 7 第 2 項)

廃業等の届出事由	届出をする人
① 死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤ 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は法人を代表する役員

※ 本市の登録の更新をされない場合も廃業届を提出してください。

(5) 業務主任者

屋外広告業者（屋外広告業の登録を受けて屋外広告業を営む者）は、本市の区域内において営業を行う営業所ごとに、次のいずれかに該当する方のうちから業務主任者を選任しなければなりません。（条例第 25 条）

- ① 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ② 平成 16 年以前の建設業法施行規則により行われた試験に合格した屋外広告士
- ③ 平成 13 年以前に「屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程」に基づき認定された「屋外広告士資格審査・証明事業」として行われた試験に合格した屋外広告士（特別講習を受講し、修了考査に合格して屋外広告士となった者を含みます。）
- ④ 平成 18 年 6 月 30 日以前に行われた他の都道府県、政令指定都市、中核市の屋外広告物講習会を修了した者
- ⑤ 広島市の開催する講習会の課程（広告物に関する法令 3 時間・広告物の表示に関する事項 3 時間・広告物の施工に関する事項 4 時間）を修了した者
- ⑥ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、職業訓練修了者又は技能検定合格者のうち、広告美術仕上げにかかるもの
- ⑦ 屋外広告業を営む営業所（広島市以外の自治体）において、業務主任者として屋外広告物に関する法令に違反することなく 5 年以上の業務経験を有する方
- ⑧ 平成 18 年 7 月 1 日以降に行われた他の都道府県、政令指定都市、中核市の行う屋外広告物講習会のうち、当該講習会の講習時間の合計が 10 時間以上であり、かつ屋外広告物に関する法令に係る講習科目を実施しており、当該科目の講習時間が 3 時間以上である講習会を修了した方

※ 上記⑦、⑧については、別途、屋外広告物講習会修了者等認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

⑦の場合、「屋外広告物講習会修了者等認定申請書（第 1 号）」を、⑧の場合、「屋外広告物講習会修了者等認定申請書（第 2 号）」を提出してください。

（申請書は、いずれも広島市のホームページからダウンロードできます。）

※ 業務主任者は、必ずしもその営業所の専任であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事することができなければなりません。

(6) 屋外広告業者の遵守事項

- ① 屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。（条例第 25 条の 2）
- ② 屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿を備え、保存しなければなりません。（条例第 25 条の 3）

(7) 登録の取消し等

市長は、屋外広告業者が次のいずれかに該当するとき、その登録を取り消し、又は営業の停止を命ずることができます。(条例第 26 条の 2 第 1 項)

- ① 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- ② 登録拒否の理由に該当することとなったとき
- ③ 登録の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 屋外広告物法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反したとき
- ⑤ 条例に違反した広告物の表示又は掲出物件の設置に関する営業を行ったとき

(8) 報告及び検査

市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又は立入検査を行うことができます。

(条例第 26 条の 4)

(9) 罰則

- ① 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられます。

(条例第 28 条の 2)

- ア 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- イ 不正の手段により登録を受けた者
- ウ 営業の停止の命令に違反した者

- ② 次のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金が科せられます。

(条例第 30 条第 5 号、第 6 号)

- ア 登録の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- イ 営業所の業務主任者を選任しなかった者

- ③ 次のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金が科せられます。

(条例第 31 条第 1 号、第 2 号)

- ア 市長が求める報告をせず、又は虚偽の届出をした者
- イ 市長の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

- ④ 次のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金が科せられます。

(条例第 33 条第 1 号、第 2 号、第 3 号)

- ア 廃業等の届出を怠った者
- イ 登録標識を掲げない者
- ウ 営業に関する所定の帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

3 屋外広告業の登録の申請（新規又は更新）に必要な書類一覧

屋外広告業の登録を受けようとする場合は、登録申請書及び添付書類を提出する必要があります。
 (条例第23条の2、規則第9条)

書類の名称	提出者	申請者の区分			備考
		個人		法人	
			未成年が申請する場合		
登録申請書	申請者	○	○	○	
誓約書	申請者	○	○	○	
業務主任者の資格を証する書類（※）	申請者	○	○	○	
略歴書	申請者	○	○	○	法人の場合、監査役、監事等を除きます。
	法定代理人	—	○	—	
	法人 (役員全員)	—	○ (法定代理人が法人の場合)	○	
登記事項証明書	申請者	—	○ (法定代理人が法人の場合)	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。(原本) 更新時、辞任等された役員がおられる場合は、登記事項証明書のうち、履歴事項全部証明書を提出してください。
住民票の写し	申請者	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、原本を提出してください。
	法定代理人	—	○	—	
	法人 (役員全員)	—	○ (法定代理人が法人の場合)	○	
	業務主任者	○	—	○	

(※) 業務主任者の資格については、P4 (5)を確認してください。

4 屋外広告業の登録事項に変更があった場合の提出書類一覧

登録事項に変更があった場合は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

提出書類	変 更 事 項(条例第 23 条の2第 1 項)					
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号		第 5 号
	氏名又は名称 及び住所	営業所の名称 及び所在地	法人の役員 の 氏名	未成年者の法定 代理人の氏名又は 名称及び住所		業務主任者の氏名 及び所属営業所名
				個人	法人	
変更届	○	○	○	○	○	○
誓約書			○ (役員追加の場合)	○ (交代の 場合)	○ (交代の 場合)	
業務主任者の資格を 証する書類 (※1)						○ (交代の場合)
略歴書			○ (役員追加の場合)	○ (交代の 場合)	○ (交代の 場合)	
登記事項証明書 (※2、3)	○ (法人)	○ (商業登記の変更 が必要な場合)	○	—	○	
住民票の写し (※2)	○ (個人)		○ (役員追加の場合)	○	○	○

※1 業務主任者の交代の場合は、新たに業務主任者になる方について、P4(5)を確認してください。

※2 登記事項証明書や住民票の写しは届出日前3ヶ月以内に発行されたもので、原本を提出してください。

※3 辞任等された役員がおられる場合は、登記事項証明書のうち、履歴事項全部証明書を提出してください。